

# こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～

®



2024年8月1日  
発行所  
オールフォーワングループ

国松司法書士法人  
行政書士国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所  
〒1850021  
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号  
ゼルコバビル 4 階  
TEL 0423000255 fax 0423000256  
[office@kunimatu.jp](mailto:office@kunimatu.jp)

暑い日が続きます。皆様毎年暑さ対策には余念がないと思われそうですが、どうか少しでも涼しくなるよう工夫してお過ごしいただきたいと願っています。

さて、8月は百日紅(サルスベリ)の季節です。そこでいつも思い出すのは数年前に某市に売却したお客様(被後見人)の土地のことです。百日紅の木がものすごく多く植っていて、しかも満開！そんな時期に全てバッサリ！伐採してしまったのです。そして更地にして引き渡しました。植物はしゃべることができませんが、もししゃべることができたなら、どんな言葉を突きつけられたでしょう。そんなあまりにもいさぎよい伐採劇にふと思うことがありました。それは花言葉は「饒舌」なのに、何もしゃべることが出来ない百日紅になぞらえての気づきです。

成年後見を担う私たち専門家は本人がしゃべりたいことにしっかりと耳を傾けられているか、ということです。意思を伝えられる方もいらっしゃるかもしれませんが、そうでない方の場合、本人の意思を推測するしかありません。また、推測できないのであれば、今考えられる最善の意思決定をしなければなりません。悩み抜いて、関わっている皆さんの意見も聞いて、独断的にならないよう気をつけて判断していきます。実は、本文でお伝えしている「連絡票」についてもその辺りを考え抜いての連絡ではあるので、スムーズに進んでいくことの方が多いのです。

## IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

前号では後見人等の「裁量」について説明しました。後見人がもつ裁量の範囲を超えない限りは後見人の判断に任せられているとはいえ、多岐に渡るその事務のなかで判断に迷うことがあると思います。そんなとき、後見人等は「連絡票」を用いて家庭裁判所に相談が可能です。ただし、その内容は後見人等がどのようなことをしようとしているのか、その方針を示さなければなりません。あくまでも後見人等の責任において判断することが求められるため、家庭裁判所はその方針が問題ないかどうかを確認するにとどまるのです。尋ねたいことや指摘したいことがあるときには、家庭裁判所から2週間以内に連絡があります。「連絡票」の提出方法は、郵送またはFAXとなっています。

また、それとは別に、下記の場合には必ず家庭裁判所への連絡が必要になります。

- (1) **本人または後見人等が転居したとき** (住民票、施設の入所の場合は入所契約書のコピーを添付)
- (2) **本人または後見人等が死亡したとき** (死亡診断書または除籍謄本を添付)
- (3) **初回報告や定期報告の提出が遅れるとき** (遅れる理由や事情、提出見込み時期を記載)
- (4) **保険金や遺産、不動産売却代金など多額の金銭を受領したとき** (入金通帳のコピー等を添付)
- (5) **遺産分割や相続放棄をするとき** (遺産分割協議書案、遺産目録、不動産の全部事項証明書、通帳のコピー等を添付。法定相続分が確保されているか否か、相続放棄の理由等を記載)  
※後見人等と本人が共に相続人となる場合、特別代理人(臨時保佐人、臨時補助人)選任の申立が必要
- (6) **大きな財産(不動産など)を処分するとき** (見積書のコピー、契約書案のコピー、不動産評価証明書等を添付)  
※本人の居住用不動産を売却、賃貸、抵当権を設定する等の場合は居住用不動産の処分許可申立が必要
- (7) **高額商品(1件50万円以上の商品やサービス)を購入するとき**  
(パンフレットのコピー、見積書のコピーを添付)
- (8) **債務を返済するとき** (借用書のコピー等を添付)
- (9) **立替金を精算するとき** (立替金目録、領収書のコピー等を添付)



YouTube

国松偉公子の  
相続相談室  
(\*^o^\*)



★LINE★  
国松司法書士法人  
新アカウントで  
きました!!  
どうぞよろしく☆

